學濟經學大國帝都京

號

| 行被日一月二年 九和昭 | | | | |
|--------------------|---|--|-------------------------|-------------|
| 新着外國經濟雜誌主要論題附第一章 | 本邦製紙業は強混合企業と單純企業經濟學士用 杉 競グットウィルに關する一研究 經濟學士熊 本 吉 郎説 ・ 花 | 資本蓄積率變化論補遺 經濟學士柴 田 敬米國新產業政策の一斷面 經濟學士大 塚 一 朗會計學に於ける取引の槪念と形態 經濟學士蜷 川 虎 三 | 研究 農村經濟更生運動の目標 時論 | チャーマーズの恐慌理論 |

轉 載

禁

米 或 新 產 業 政 策 0 斷 面

大

塚

朗

蓎

すべ 就業 向つ 出來 めに 謂 のた 其 何 增加 て未だ嘗つて見ざる所の最も殷賑なる市場を展開することになる。 への實踐 濄 從業使用 な な 榯 權 りめに一 間 剩 る使 カ> を減 能 利 つ 人員を雇傭するといふことである。 角主も 7: 力を **Þ**5 的立證を求めるのである。 人に 4 多し 層大なる貢献を爲し得るに至るであらうと久しく主張 利用するため ኒ ^դ 『今日迄は違法 亦其 生活 且 つ 賃銀 此 の 同 胞 集團 0 短縮さ 以下の の 億 も單獨にこれを實行して、 τ 唯だ一 あつ 千五百萬 支拂をなすに非ずんば立ち行き得ざる企業 ħ 1-今日以後、 た協同 る 0 時 の方途である。使用主に望む所はただ單に、各從業員 人か普 間 に對し 行動 産業部門の總ての使用主が協同するにあらでは 産業は右の權利を亨有する』。 から 淵 機利として許さ て生活賃銀を支拂ひ、 ĪĒ 企業競爭 快 適の 場裡に 生活を送ることは し來れる産業に n る これが、 Ė 其の生存を顧けることは 以て Ó で (= は ある 既存事業を營むた 我國產業設 なら、 耛 此 對して、 局 应 1: 公共 难. τ こと 備 存續 法2) の σ

所

如

に

これ

は昨年六月十六日大統

領

w

Ī

ズベ

w

ŀ

が

第七十三議會を通過した、

所謂

國

民產業復

興

利

American Federationist, July 1933. pp. 681-683: "An Industrial Covenant." National Industrial Recovery Act (NIRA). (全文は Monthly Labor Review, Vol. 37, No. 1, July 1933, p. 75以下掲載)

z 裁可 するに臨みて發した聲明 書 6 述 べ 5 n てゐる語 0) 節 T あ

業復興 確保す 勞働 法なるものが ることが 契約 の上に、 最 高 原則 企業 如 となさ 競 何 1 爭 Ò 重大な、 n Ŀ 15 τ 來た從來 更に 的 或 性 の は 質の 米 國 般 産業 內 社 會 容を含む 行 0 實情 政に 7 つ を しっ 7 顧 るも て 3 Ġ 廣 の の く人民 73 (3 と り あ る て、 かゝ の は 個 右 人 の 的 前 國 自 記 民 由 朋 產 を

書の一

端からこれを想察することが出來るであらう。

時に行 種に 經 は 產 止 業界 濟 尤も、 まるも 的 興望を得 周 諸 は の 知 政 n 混 の 0 w 合か た 如 亂 C 1 は て大統領 ズ 拾集すべ 發 75 ~: 金 んせら 今日 輸 6.5 w 0 出 ኑ に
返
其
の 'n 就 禁 に選舉せられ、 からざるに至れ 九二 て 任 址 ゐ 以後實行さ 3 09) 九年十月末の 政府 銀行 の手 休 業命を始め ĪÑ n を以て續 る た新 Ś 證券市 經 胙 濟 华三 經 的 旣 渀 Þ 場恐慌に 暴 に吾ろ 相 月 政 風 次ぎ 恐慌 策 雨 は、 のただ ·幾多 の激化遂に其の 0 端を發し 勿 知 論 の n 中に 新 る 八 とり ŧ 經 て愈る 其 Ó 濟 { = ; の 產業復興 政 頂 職 令 深化 12 凡そ次の を施 點に達して、 就 し け し 法 凍れ る τ \mathcal{O} 公布 來 如 w る 3 1 た ズ 氽: ~ 融 重 就 大 施 恐 任 行 w 饶 ŀ 42 卽

抵當法、 四、 緊急鐵 緊急銀行 復興金融 道 行 聯 運 會 法 邦緊急救濟 輸 **社業務法、** 法、 政 人費節約 五 法、 農業信用法、 七、 ` 法 住宅所有者再融 テネ = ッ 禁酒 **≥**⁄ 法 河 修 開 資法、 獨立官廳充當法、 正 發法、 四 - 失業救 銀行法、 證券法 濟 法 弋 Į. 九 金約 農業調 國 國民產業復 款 雇 傭 節 奉 75 仕 農場 法

3) Economic Reconstruction Legislation of 1933, by the National Industrial Conference Board (New York, 1933)

米國新産業政策の一断面

第三十八卷

五

六七

第二

號

九

五.

綜括されてそれは今日所謂新規政策 ("New Deal") と呼ばれてゐる。 經濟諸政令が、一般に其の性質に於いて從來に其の例を見ざる革新的意義を有する所から、 く存することであらう。凡べて、米國社會の經濟的大窮迫の救濟のために施される、新大統領の 最早實際に現はれたるもの、若くは今後引き續き實行せらるべき新經濟政令が數多

所謂新規政策は米國の經濟生活上、直接に多種多樣の方面に關聯して、 貨幣制度の變革が存してゐるのはいふを俟たぬ。しかし、旣に前記せるもののみについて見ても、 るものである、 は、其の根柢に一貫の經濟理論を包藏し、箇々の諸政策はいづれもこれより統一的に派生し來れ を包含し、ここに一大複合的經濟政策體系を形成してゐることが譯かる。 於いては、今後の米國社會の經濟的諸關係に何等か著しき變改を齎らし來る重要契機となるべき だけによつても、そこに考ふべき大なるものがあると見られるけれども、今はこれに言及しない。 復にありといはるべきものなりや否やについては、單に新規政策を構成する諸政伶の内容を顧る き所である。 或る程度の革新的色彩を帶びて、何等か一定の共通目的の實現を目指して施されてゐるのは疑な ただこれら諸政策は將來に向つて、それに與へられた主觀的意圖の如何に不拘その客觀的意義に 新規政策の中に、今後に實施せらるべきものとして、特に人の注目する所となつてゐるものに 其の共通目的たるものは結局に於いて、ただ單に、所謂往時の資本主義的繁榮の とは認められ難き點があつても、 ともかく其の因子となれる諸政策が、いづれも 各種の性質を有するもの 而して、 この複合體

明 治 Ġ 的 0) 諸 制 ることだ 度 P 國民 法 け 侳 とし は 其 疑 τ 0) 無 他 옖 ع 幾 多 年 0) σ 6 米 期 國 限 n 諸 を る 附 傳 0 統 旣 놘 Ì, 12 12 對 米 n τ 國 15 T る 永 7 る ž ŧ, の 將 12 來 國 Ŕ 民產 15 不 亙. 拘 Ď, 業復 新 興 政 策 法 大 な *ስ*ኝ の 米 成 3 變革 立 圆 前 \mathcal{O} 的 經 後 湙 Z 的 n から 鄓. 政

ዹ

きことに

つ

Ļ٦

T

激

ź

論議

から

行

は

n

とか 他 は n は或 方 莎 カ> 出 面 通 B 來る 5 (= 欰 は 策 財 分 かゝ 政 (: 政 d) #2 策 7 的 ħ 7 意義 で あ B 戜 Z \mathcal{T} は ŋ 有 商 办 ٠ఫ 13 或 Ι. Ċ, 業 る は وفي ا 通 新 政 貨 策 經 ζ. # 政 濟 策 政 儿 Z. 策 7 で Ġ あ あ 體 (\mathcal{I}) Z b 系 غ は 政 (D) t v <u>.</u> は Z 側 農業 <u>ح</u> n Œ から 1 かり 政 直 7 出 策 ζ, n 接 來 τ. で 12 關 あ る 5 又 O 聯 樣 其 -} る 或 Ų の 13. 影 側 は 響 祉 面 3 觀 す 會 的 3 察 意 政 策 視 所 義 捔 n: \mathcal{C} j 右 h あ 20 觀 採 b 0 察 3 如 政 < 寸

は 聯 接 3 也 其 15 諸 る かっ か 並 5 部 0 經 て、 び 中 必然 面 濟 ここで (= 政 の 又 且 的 分 3 非 主 45 を から つ 常 最 は 捉 起 17 救 Ġ づ 濟 來 τ 重 る n 新 迅速な 要な、 建 歸 Ł た 經 設 結 直 b 濟 法 C 接 政 3 中 あ 文 策 の 修 雇 心 體 る は n 的 から 正 傭 間 (= 系 及 政 接 關 口 (= 策 び 45 増 し す 於 基 其 る考察 商 加 カュ ۲. 礎 0 \mathcal{O} 7 I Ŕ 1: 業 他 目 此 活 z 0 的 ることが 4 雜 Z 試 動 0 n 規定の 有 場 12 3 から 影響 す 合に h 主 とす る 51 認 0 ا ع を及ば 公共事 は 如 め Ś ₹ 圆 る で商 部 n 民 Ō 分を含 業及び建設 る。 產 す で \mathbf{I} ځ 業 あ 尤 復 る 活 ئۇ 興 は ŧ, 動 て 法 新 to 3 計 所 經 盾 政 (NIR 7 劃6) 策 謂 꺳 接 0 圆 祉 の の 嚴 民 影 會 内 如 格 ž 產 容 ୬ の から 士: 有 對 15 を 復 最 商 木 機 形 象 政 興 工 的 成 ځ

直

關

な

4) Commercial & Financial Chronicle, New York, August 19. 1933; (p. 1283)

National Industrial Recovery Act, Sec 203.
 Title II of NIRA, Public Works and Construction Projects

米國新産業政策の一断山

第三十

八

冷

五

六九

第

號

九

七

Title II of NIRA, Public Works and Construction Projects
 Title III of NIRA, Amendments to Emergency Relief and Construction Act and Misellaneous Provisions

業政策と見らるべ るため、 (General 後者と相似 or Blanket き部 Codeた意義を有してゐる。 分 は for 第 all Industries) 部 0 産業復 興 は 法の 産業 復 あ 興 Ź ځ 法 の L-緊急補 は \$Q ば 充 な 法 5 ٤ U Ø τ 設 な け ほ 3 所 n 謂 Ś 般 規 の 13

勞働 ۲ B \mathcal{O} てる 祉 n ďД 商 會 から 時 Ι. るも 業活 誾 的 所 期 諸 寶買 動 關 0 Ø 目 لح را 鵩 r 價 的 疽 F. 7 將 10 格 接 來 庘 0 、從來の つて ځ 生 對 \$2 産數量等の如き企業活 象とする政策とし Ţ 如何なる 米 b 國 生 經 -j. 쬵 程度の ベ 政 き影 策の 響 質效を齎らし來るべ τ 傳 0) \mathcal{O} 統 何 動 新 的 1: 經 0 原理に、 る 25 濟 かゝ 質 政 が又進 的 策 諸要素に は 重大な 其 <u>*</u> だ興 0 か> 中 變革 味 . の 對す 心 問 あ 的 ž, る検 題と共に、 る 內容 加 政 討 府 (= 3 對 於 0) 6 象 直 しっ (J) 更らに、 Ċ 接 T ٦, 勞 統 đ) け 制 働 2 'n 2 賃 ば 米 意 國 账

場 注 た場合に生ず 意 合に生ずるの す か ż d 商工 3 の だが Ŏ |業活動を直 を持 で あ つて Ď, z れには る る。 接 他 の對象とする政策としての O) その 先づ其の變化 つ は、 一つは、 ے n を惹起 これを過 を 同國 從來 せ る 去 客觀 の勞働 新 の 米 經 的 쬵 國 背 政 政 產 業獨 策は 景を 策と 知ら 更に 比 占 較 對 策 なほ 2 し ばなら T ٤ 其 他 0 0 剉 0 點に 特 照に 質 於 於 を 尋 しっ て見 ね τ る

.65 て、 は又それ 米國 其 0 新經 (O が 飁 所期 濟政 著な 策 る革 0 目 は其 的 新 の 15 的 對 性 規 質に 模の廣大 し Ť 於 擧げ得べ しっ なる て、 點に ž 其 實效性 の 於い 將 來に及ぼす て 如 何 其の 0 點に 包 ベ 於 È 藏 影響の でする内 しっ て、 深刻 寒に 容 0) 多方 比 性 類 0 點 面 /J/ き研 的 な 於 兖 į, る 點 材 T 料 12 殊 於 Ŀ

8) Title I of NIRA,

⁹⁾ Approved by the President on July 20, 1933 (全文は J. G. Frederick, A Primero f" New Deal" Economics, pp. 317-322 掲載)

提供 來たり、 してゐる。 これを前述の二つの視角から考察して、 然れども、 今はただ、 Z n から 直 接に商工 これ ï 一業活動 存する所の意味を尋ねることに E 向 けら n 7 る る 部 面 の した 3 \mathscr{L} 捉

獨占對策 の變改と同業組合の公共的 職能

働者、 世紀 洋資本主 對策なる 的 高度資本主義經 末以來種~ 理 中 C 義 活製 獨 動 立 カッ 企業等 なる國家的施 25 Œ 於 濟熟成期に於 r. ረ ን 1: 々の 7. る政治家の は 獨占資本以外 或 設が試 は Š11) 直 いて各國共通 發意によりて、 接 みられて來たことは周知の事實で、 C 民 榖 の立 0 要望 場に $\bar{\sigma}$ 現 對し 象で (獨占より生ずる社 基 ある、 て、 . . . 或 種 私 は 3 铧 \mathcal{O} 的 弊害 别 獨占組織 會的 13 Š 的 弊害 祉 ここに 影響を醸生す 會 0) 活動 政 0)所謂、 策 救 が、 的 濟 O乃 國家 消 3 1: 至 費者、 δļ) 1= は Ø 101 め); } 祉 獨 會 勞 西 前 丰

τ することを以て目的とする點 ימ 様なものでなか かっ 3 意 味 **の** 獨 占 つた。 「對策は で しっ づ 其 n の Ġ 間 其 15 の 彼此 精 神 相違す 1 於 しっ τ る所は無 は、 7 n いにしても、 かち 私 的 獨 占 其 0 る 社 政 會 策形 的 弊害 態 F は 泱 救

Ė

の から

と見られ

る

の

で

あ

則を立てて來たものであること、 0 法 の點に 的基礎としては、 於 しっ て、 最 近 約 ふまでもなく一八九○年に制定されたシ 四 + 年來 諸國 $\dot{\phi}$ 12 米國 其の 經濟政 例 を見な (策は寔に顯著な異 しっ 所で あつた。 t 人色を有り 1 米國に於け ⇁ ン 反ト Ų ラ 所 ス る 謂 獨占 ŀ 獨 占 法 禁 禁 壓 壓 政 の 原

第三十八卷 五 七 第二號

九

九

米國新産業政策の

斷

面

經濟論叢,三十六卷第五號所載拙稿、獨占產業組織の社會的影響參照 工業經濟研究第五册所載拙稿、獨占組織の登達と社會的對策參照 10)

業

す

的

背景の概要を顧

みて

お

か

うと思

ዹ

其

から 其の 根 幹となつてゐる。 ここに、 ح Ó 法 律 から 制 定さ n る 12 至 <u>つ</u> 7: 經

會して、 ること必然 るに 指導 人的 0 の 抑 般公衆は當時 群 獨立營業者を沒落せし 胂 要求化 るも を 流 は ŧ, 伴 自 る不 行 曲 的原理となるや、 大 時 解 米國 方 由 Ó の T, 滿 代を現 企業 公正 <u>の</u> 0) (= し 確 結 私 足 0) 其 所謂 の大獨占事業の暴威の爲に何等 手段を以て 當 利 保 め 果 炒 貧 の 時 扭 本 を以て最高 恐慌克服 で 的 し 有力な あ 13 自 δ することにな 主 初 なは 義經 3 期 由 3 が、 (機 める結果を導き來ること、 獨占强化 の 會社形態 甚 追 最 械 劣弱なる 策 齊 の生活 だ少 求 は Ś 時 恰 は 上に 彌 適合 代 も其 から からざり を 前 のために ン た。₁₂₎ つ の 展開 競爭 上に 他 44 信條となせる米國 O世 後 紀 武器を使用し 0) る武器を獲得 相 Ġ 間 かっ の始 利 Ų 私的 ζ 手 益 B こととい 切の不公正手段を競爭場裡 を侵害 Ď な て大規模企業に 8) 工業規模 獨占 擊 < Ü *ከ*ን 來、 の 滅 て盆 歐洲 化 寔に見易き事 ふまでもなき所で、 程度に、 するや、 し 次第に Ī 傳 Ø Ø 膒 大恐慌 ė, 統に 尨 猛 逐 3自己の 大化は 威 E 必然的 何等 生きる所の民衆中には、 獨占 工 寸 を遑うせ 夫 毫 業 々直 ょ 遂 厖 組 に於 妨げらるべ の の h 13 成行 接に 假 大化 織 Œ 傳 し 來 化 隨 V 借 に亂用 八六〇 る近代 する を計 其 T め 30 伴 난 か の あ < ることに る 盃 す る獨占 Ź ₹ 米 利 所 の ると共に ζ 年代 所な 技術 益 から 如 或 激 し以て、 恐慌 の 7; 事 É 11 な 侵 實當 精 ち 化 カ> -13-J 0 う た。13) 害に曝され ġ 其 þ, 應 の U 郝 σ つ Ō) 時 滔 ij 要 用 他 かっ の 出 信 現 3 求 大 0 會 から 0 方 3 į ... 企業 發達 大 群 條 夙 (3 如 12 祉 企 13 際 は 至 企 小 0)

業

0

あ

考

0)

精

個

¹²⁾

Frederick, ibid., p. 14. 堀江保蔵學士,アメリカ經濟史概説(經濟史研究:第40號,78頁以下參照) 13)

第三十八卷

五

七三

第二號

0

を要求 め) (こ O 1: て、 獨占 壓 譯 の İ 種 け 0 の 全市 組織 恣意 運 C 由 すること、 の あ 0) 動 祉 化が、 場 Œ 雁 的 る 會 の恣意 から 保、 自ら 自 集 由 團 營業 主 就 活 あ n; 力と 50 自己 的支 見矛 動 中 抑 0 特 信條に 懕 配を企てる る手段を使用して、 盾的現象 Ø 12 て立 カ 存 著 0) 立. し き脅威 排 生れ つ 0 危機 の如 12 除 を要求 に及んで、 ナニ 至 を感ぜ Ġ くである。 つ 12 臨 7214) の 0 C ţ したこと當然 ある るも 弱 で、 大 規 自らの 小 め カ> 模 專 の 競爭 5 企業 は カ> 5 ેં 自 弱 傳 群 0) 統 相 小 田 を育 맫 手 Ø 私 0 的 n te 的 12 獨 自 獨 壓迫 自由 25 濧 占 由 立 دن 一營業者 强 す 12 n 0 兟 化 確 る ね ろ し 以て 筝 制 活 保 ば 被 壓 な 壓 動 Ŀ の 0 激化 政策 以て $\mathcal{C}_{\mathbf{j}}$ 集 迫 其 は 群 Ø 集 原理 競 لح そ 圓 0) C 爭 中 あ n かう 自己 力 1 7 自 ع 生れ な 7: 體 自 0 基 防 とし 由 t 7: 衛 礎 る Oית 當 を 確 τ < O褌 保 占 時 T

抑

此

般公衆 反 よつて、 右 þ 0 ラ の 如 共 ス 嗚 ŀ あらゆ を得 法 自 衛 (Sherman Anti-Trust Act) る獨占 7 の 7: 逐 め 組 (= 45 國民 公正 織化を彈壓 的 な 輿 る自 論 ٤ 由 する法律を成立せし 成 競 þ 爭 と呼ばれる所のものである。 め 確 其 0) 保 絽 を 果 訴 八九〇 めるに至つた。 る中 小 车 ·營業者 民 丰 群 ځ 共 0) 和 獨 n 占 から 0 抑 兩 黨 壓 卽 ち は の 要望 協 **≥**⁄ t 同 の は 力

2.

商工 る者の所罰せらるべ E 業 於 σ 17 法 の 何 る 律 等 は 切 其 *ት*> の の の 部 協 内容に於 約、 きことを定め、 分 12 0 結 いて、 į, s 合、 T 謀 獨占をなり 議 第 を違 進んで第三條には 條は 法行 州際、 或は 為と 國際 認 ۲ n め 合衆國 間 T を企て、 の お þ 商 各州 \mathbf{I} 叉 更ら 業を制限 各 は その に第二 地 及 7: کل す 條 其 め る 他 12 ŀ の 間 は ラ 人 州 ス 1 結 際 於 ŀ v 合、 其 國 る 0 商 際 謀 他 議 間 **D** 形 す

態

Javits, Business and the Public Interst, p. 165

Laidler, Concentration in American Industry, p. 405.

上の制限を齎す一 切の協約、 結合はトラストの形態たると否とを問はず、 其の違法なることを定

1 の 3 即ち先づ、初めて獨占的大企業群の暴威に對する制壓が國民的輿論となるや、數多の聯邦諸州 礎を構成するものであるが、なほこれに對して補完的作用をなす所の多くの類似法が存してゐる。 ン 法 如き重要なる獨占關係法を定めて、シャーマ 獨占運動禁壓 'n 右の如き内容を有するシャー > (The Clayton Act, 1914)及び聯邦商業委員會法(The Federal Trade Commission Act, 1914) サスト ネ の州法を成定した。 ァ ラ ス 力 . 1. ガン ---ン法は、 かかる獨占彈壓州法の外に、 其の他の凡そ十州は率先して、 勿論今日迄に於ける米國の對獨占政策の中心的 ン法の精神の 確保に努めた。 聯邦政府 シャー も亦 --;7 ン法の成 其の後 立前 にク 法律基 後 1 夫 ŀ 殊

これを照らせば、一層よく其の點の理解が助けられる譯けである。 法文の内容によつて規定されてゐることではあるが、 **今飜** つて、 前記 の 諸法が 如何なるものを彈壓 の對象としてゐるかを顧んとするに、 それらの諸法を成立せしめた社會的 勿論 根 n は

他方には又其の巨大なる資力を驅使して差別價格其の他の手段を用ゐ、弱小競爭企業群撲滅の不 公正競爭を企て、以て結局市場に獨占的勢力を確立して、これにより恣に消費者を略取し、 ては、大企業群が一方にはトラスト其の他の企業結合手段によりて益ゝ自己の膨脹を計ると共に 旣 シャ 1 ~ ン法成立の經濟的背景について略述せる所によりて知られる如く、 當時 に於い 暴利

第三十八卷

五.

七五

01

を獲得 2 囬 す 法 を有り 10 る の た所は、 2, T 内 1: 8 0) したこと、 め 容 するに 個 社 の 會公衆 人 H'J 獨占 切 其 至るとい É 0 の 運動 手段に **の** 他 由 競 福 ふまでもな の 邻 法 祉 ふことが 0 カラ 對 强 文は \mathcal{O} 確 蹂 壓 躙 相 保 て、 0 は営業の 2 į, 7: 倚 n のであるが めに 嚴 祉 つ る 重 τ 會 0) ز7 其 的 ٠ 脅威 生命であ る彈 米 Ø 國 存 禦がんとし となつてゐた。 立 壓 (3 を 網 於 し b_{us} 奪 け カ> z る文、 はれ 椐 る 商工 これによつて最もよく 成 たのであつた。 る 他 所 1: 業 ここに の ---譯 の <u>F</u> 弱 け の 方では獨占組 獨 小 で 企業群 あ 占 於 組 S しっ これは墨 τ 織 を防 其 0 公衆 σ 存 前 織 衛 在 記 法 霓 によ 及び 福 -fj 紨 せ [H] る 祉 の つて消費 獨占 カ⁵ 究 維 極 t 持 Ó Y ろ 45 Ì 費者 され 杊 形 目 0 ~~ 的 成 ン

成 來の 約 ŀ 的 0) ラ 其 Π 結 反獨占法に於 ス 0 合か 能 成 ŀ 的 立 0) 手 亦 形 上 段 態 事 で 12 あ よる Oi Ŀ 價格 7, るとし 述 實質的 0 に關 此 如 て固 Ø) ž 企業合同 場 すると、 祉 合に特 會 禁壓 的 背景を有 生產額 2 (化と共に、悉く、そ n 注意を要する T Z に關すると、 たとい 其 の ふことで の 目 は、 n 的 は自 或は又販 商 於 ぁ 由 I. しっ 競爭 業 T 賣領域 右 <u>-</u> 原 0) の 理 如 各箇營業者問 き意味 0 に關するとを問 侵害で を有 あ Ď, する (: 於 獨占 は 分 米 す る協 國 從

縹

ると

(D)

思

想

カラ

祉;

會

停

肘

代

信念となつ

τ

13

たことを示

-}

b

 (\mathcal{D})

1

外

13.

6

K)

艮 形 要す と發展とは、 態 るに、 0 企業結合化 從 次第に 來 0 から 米 獨占彈 共に 國 獨 違 占彈 壓 法 法の立法精神 現象と認 壓政 策 43 めら 於 しっ 0 n T 貫徹を困 τ は る 7: ŀ の ラ 難なら で ス あ ŀ ځ 形 態 然 \mathfrak{P} の る るに、 企業合同 經濟 事 米 國 化 態を醸成 資 ع 本 並 主義經 h して水で C 濟 71 \mathcal{O} w 成 テ

w

Tippetts and Livermore, Business Organization and Control p. 607. Javits, ibid., p. 8.

智を 産業者 名無 謂 ば 其 要項に 謂協 ζ テ あ る な ź 獨 法 12 O 7 w る 7: = 至 だ此 質に 傾 延に 勢 占彈 け の 約 才 đ ン 戰 け る は、 名を以 ッ n 1 0 關 乃至は 12 於 や 懕 T 終 ども す ょ]-," か 以 工. 0 る企業 法 脫 1) 大 來 間 會 n w 正 る 戰 る 逐 (= 協 販賣業者が T 3 泚 0 法 62 \mathcal{O} ン 的 定 開 ક 判 呼 大 特 此 σ 0) 1 あ 同 官の 始 に著 ば 間 金 場 獨 其 ĥ の 方 の 的 譋 占 ñ て、 融 法 合 後 ځ 0 獝 規 の で、 は 方 占 7 反 頂 結 資本力の し (= JĿ 約 法 自己の ゐ 斷 ž 於 ŀ 點 米 彈 依 U 合 0 ح 得 を ラ Ł ること 伙 U 13 衂 1 壓 基 組 考 到 難 ス 生 n 0 3 2 法 ځ 礎 織 案せ から 達 は、 產 發達 3 ŀ は の 利 12 し < に 主と 所 如 紘 强 對 0 し 益 T 結 ر ب T 22)前 資本 ζ, Œ る 7: 法 濟 ጴ 壓 ഗ す 獨 合 等の 73 までも 占 0 の 組 維 Z し 共通 自己 つ 解 場 持 其の τ ·彈 12 1 織 卽 合 た 方 釋 大 は、 E 立 垍 壓 を ち 法 E 飛 實質力を 大 な T たしめられて 進 法 の O形 此 躍 關 生 Č か 精 金 12 の あ して自己に 成 大 產 出 的 か、 大 融 係 た Ó O緻 す 金 7= 7-發展 な 資 場 め な # 13 る 融 基 殺が 業 る Ę 米國 る 本 合、 る 所 資 だ 程 獨 Ĵ. **(**I 協 < 謂 の め20)都 本 乘 己 占 約 度に n 成 數 ħ E 0 閥 產 彈 立 大 合好 じ 7: 場 7: 籄 生 (= 同 0 て 獨 せ 企業 巨 額、 合に 其 ること少 の 業 ょ 壓 12 獨 る 基 立 る 大 3 T 法 の 組 占 於 企業 企 企 方 價 利 0) 金 あ 偉 體 合 組 業 潤 成 業 向 融 所 る。 しっ 系 格 力 織 資 からざる有樣 0) (T 閒 を ŧ, の 0 \mathcal{O} <u> 37.</u> (The 化 過 轉 維 Ś 實 再 市 本 眅 は の 0) 質 閥 投 程 場 向 ナニ 賣 結 物 持 の 要 ع 貧 獨 .U で <u>Ł</u> の 밂 的 合 し 求 占 し 力 あ 統 組 τ (: 域等營業 或 は Z 7 化 **8**) 19) 0 は 因 3 Z 21) --織 Association) 大 は廣 であ 形 n は た n 或 迻 膨 或 用 か カゝ 態 る Ø (] 脹 役 は、 つ 全 6 は は < 卽 上 < ち 諸 又 ځ. を 7: 大 の 0) 0 力 0 莧 狡 諸 所 Ė 生 所 有 如 ζ w

a. a. O. S. 410.

¹⁹⁾ Laidler, ibid., pp. 406-410.

²⁰⁾ Frederick, ibid. p. 18.21) Beckerath, Der moderne Industrialisms. S. 410.

²¹⁾ Becker 22) ...

(終始 對する反トラスト 力を失ひたる、 め は、 對する場 <u></u>ታ ን 前 シ 述 昨一九三三年國民產業復興 -1 あ とも 如 1 合の ζ, ح.-カ> 獨占彈 大金融 法 ζ み ક 12 法 上 の 同 獨 Ø 遠法 適用 資本 業 b 壓 法 組 趜 上に、 合組 體 其 行為となさ 系が、 0 の 統 偉 織 法の 從來に比較 0 力を發揮)實質的 多數の 的支配下に結成される巨大企業の 成立直 n 7 し わ た23) 内容に 獨 し 來れ ΰ 前、 立中小營業者間の T る ること、特に注意すべき事柄とい ア ~ ۴ر 法 的 ラ き價格、 解釋 シ ア 上に重要なる變更を加へるまで ン 石炭事 白衛 生産額等に關 的 前に 協約 件に就い 出 組 でて す 織 たる同 て大審院がこ る は 同 は 業 ta. 者 業組 殆ど ばなら 間 其の 合組 0 は れに 取 Ø 極 實 織

のた τ O同 譋 ò 組 扪 め 亦、 査 織 3 1= 近 多數の 廣告や借入、 椞 る 淇 立營業者防衛 同 業組 0) 營業關 中 合 小 ·營業者群 は 費用: 孫 單に生産 の 計算、 ために甚だ重要な作用をなす所の 域 が緊切 'n̈́ 藩 單. L. 販賣上 E ځ 純 其の 擴大 化 標準 自衛手段としての必要を認めて來た競 の を遂げた 協約に 化 ると よる 等に於け 競爭 他 る協 統 Ġ ガ の 制 15 万並 で 12 13. ある。 巨 關 ΰ び 大企業組 12 Ť 同業者 Ó みならず、 織 間 爭 の 紛争等に 者 重 壓 相 なほ r 互 蒙 間 關 ると 共 の 協 同 S. Kirsch, The National Industrial Recovery Act. p. 74.

巨大企業間 中 小 め 獨立營業者群の (5 限 6 ñ る 婸 7: 合 めに \mathcal{O} 祕 い斯様に 密 紳 士 協 重要な意義を有する同 約 の 場 合を除け ば、 常 業組合も、 12 シ 7 1 ~ 部 ン 門內 法 の 協 の 約 競 禁止 爭 が رار 條 規 數 の 0

威壓に よつて 其の 發達を抑 止さ n て來た

反トラスト 米國新産業政策の 法 E よる獨占彈壓 斷 一政策が同業組合の生成、 發達に及ぼせる右 ō 障礙 的 影響も、 米國

第三十八卷 五 七七七 第二號 0五

23)

24)

Laidler, ibid. S. 397.

to 於いては、 資本主義生產制 さ獨占の弊害が防が 此の時代には、 未だ著しき經濟 のなほ今日の如く高度化せざりし戰前、 れ得たともい 或る程度にこれによつて、 的害禍をば國民經濟全體の福祉に對して齎らし來るに至らなかつた。 へるであらう。 同業組合組織の力の亂用より起こることある 及び一九二九年迄の所謂米國繁榮時代に

己の殘存鬪爭のためにする際限なき安價販賣政策に狂奔せしめることになるのは、 主義經濟社會に見る必然的成行なるが、ここに同業組合結成上の障礙が、 各種商品市場の 障礙が國民經濟的 て特殊の 然るに、 惡作用を示めして來る。 九二九年末に始まる大恐慌の深化によつて、反獨占政策が與へる同業組合結成 Ŀ の購買力萎縮化が、 福祉に及ぼす影響に重大なる變化が生じた。 あらゆる産業部門内の 即ち、 切の 各箇營業者を驅り立て 恐慌深化の過程 國民經濟的 無統制 福 1 於 祉 に對し 7 的 資本 白

ばならぬ。 價は社會福祉に最もよく適合するといふにありしは疑無き所である。 生産者營業の存立を危からしめて其の 原因となるに至れば、 從來、 米國の反獨占政策を基礎づけた理論の一つが、 九二九年末以後の恐慌渦中に於ける米國の反獨占政策は實にかくの 右の如き原理に立てる反獨占政策は、嚴しき批 道徳的堕落を惹起し、 自由競爭主義は良品安價を齎し、 更らに失業群の増大と奴隷賃銀 されど、 判 の 對象 良品安價の追 如き事情にお たらし めら 良品安 'n

れてゐた。

護とを受けざる厖大な失業者群 ことより U n て行き、 12 恐慌 入 深化の過程に、 Ó 原價 販 一營業者の (賣に を無視 ょ O) 寸 重き固定 つ $\dot{\tau}$ 集 る無 群 何 謀 程 は 0 滔 的 0 カ> 存在 投賣が 々破 經 の 現 費の負擔に惱む多くの は、 滅に向つて突進する。 金を手に入 相 競 必然的に營業者の安價 つ τ 'n 行 ると は n しっ 物價 獨 ふことが 立營業者に 多方に生活の は螺 競 爭 旋 **妣狀を畫** 政策の 層 は 直 保障 接 犪 3 利 の と最 急務 T 潤 性となりて、 止 を舉げるとい っであつ 低 る所 賃 ン た25) な 銀 制 < 益 低 0) 保 ے ፠ 下 ζ

賃銀

水

進の

遞下

苦汗

的

ДV

隷

賃

銀

 \mathcal{O}

成立とを惹起

U

ぞ來

Z

廣 其 同業 たと する同業協約 没落せんとする。 ` **}**-惡 く認 の企てを有效に實行するに 法 を自ら避けんと努めても、 相 0 めら 條規を 謀つ 若 ń て 子の 彈 楯 る 協 様に 營業者 壓 Ę 同 Ø 此 á'j 米國 なう 0 拔 (2)緊急狀 驅 健 b5 ∱-27) 破 的に 全價 獨占劉策はここに 夓 失業者 態 臣 は至り得な 格と 的 大 옖人 を救ふに 安價競爭と、 獨 健 占 搾取と安價政策とを强行する少數 の力にて、 全賃銀と 企業 は ৈ 重大なる變改を要求されて居たの 0 ただ同 を確 成 米國 失業勞働 立 保 防 般 0 業組 商工業界は、 11 せ 的 0 んと企てて 大勢に對抗することは極めて 者に對し 1: 合の公認と其 d) (= 設け Ŧ 5 皆汗 遂に勞資相連れて奈蕗の Ġ 着の の 同業協 的 'n た反 運用 搾 取 爲 で ع د E 約 je ŀ 歴迫され 加へ あ ラ を 禁す る ス 恃 難くたと ٠ ることとの ŀ 法 外 る反 n を基礎 無 て 深底 しと、 ŀ 到 ラ 底 ス 害

American Federationist. July 1933 ibid. 大統領聲明書

き妥當價格を やうに、 維 米國産業界の 持 す る 為 0 緊急狀態 同 業者 0 を救濟するには、 般 的 協約 か 成 立 勞資兩者に對して公正なる報酬 世 ねばなら ď と要求 3 n τ 來 Ť ゐるの を保障すべ

S. Kirsh, ibid. p. 94.

S. Kirsh. ibid. p. 91.

米國新產業政策

Ø

斷

ilii

() -년:

25) 26)

三十八卷 五 七九 第 號

付 ۲ 反 ŀ n O7: z ラ 禁 め ス σ じ ŀ T 同 政 業 策 來 ₹528 組 は 合か 拹 定 僅 價 (3 最 格 近 の 同 業界 安當 數 年 來許 な 般 ると不當なるとに 容 0 3 生產、 n 7 る 消 たに 費 O) 不拘 す 狀 કું. 態 Ŀ Ø そ 刉 6 n が 價 ひ ベ 格 ź の 協 統 定 計 で 的 あ 資 る 紨 0 0 故 蒐 42 集 堅 配

組 艱匡 (co.,) の 7 合總 提案が -g-あ 產 3 業 救 0 會 Ļ 1: から 0 Ŀ 學界、 提 席 から シ h \mathcal{O} 案 上: 浪 t (t₂₉₎ 今や 無 費節 で 1 實業界の ジ ~ 約 مل 米 產 > 業家 7 ٤ 法 國 1 Ś 全 產 の 各方 業恐 般 7230) 修 見 0 會社 薢 祉 的 Œ 脎 業 會 ځ 7) 面 總 政 b z 況 的 ゕ 裁 府 克 5 起 報 ス 簇 任 盤 服 知 ゥ 督 出 Ł لح n 才 *\$* 下 する 同 0) 7 Ì 12 7: 經 ァ 立 團 15 同 め 濟 (Gerad 業 Ē 至 0 結 的 强 闦 す つ 0) 褔 制 7-る、 必 糄 沚 嬱 同 の p Swope, 業組 そに 133 C 恢 同 業 あ 復 μij 關 合 る。 雪 湺 (\mathcal{I}) るに す 0) President 1 合 自治 中 0) る 8) 必要 (2 0) は産業界 般民 Ę 的 有 產 力 は ्र 業 見 衆 15. 統 the 九三 0) 3 0 自覺 制 混 'n か Ge 策 業 5 亂 圣 牟 組 neral 人 對 九 無 0 台 張 月に 組 秩 認 Electric 序 τ ₩. 癓 め る 電 建 る Æ. 比 溡 救 所

なつ 資本 同 1: 以て 業 0 組 産業 祉 景 合 ٤ 會 組 恐 l. 的 織 慌 ዹ 福 の 力を以 より の 祉 嵐 を 蕧 15 興す 飜 て産業界 弄さ 15 べしとする n ろ て苦悶 此 Ŀ 統 0 苦悶 制 す $\boldsymbol{\sigma}$ 要求 る の 良 民 衆 は 衆 n 42 は O ح よつ 後 援 0) n E 中 上 7 h 破 τ 益 嵏 天 其 與 的 3 の 激 の 職 賣と 福 (Š 音 就 な を 奴 < Ď 聞 隷 (3 的 至 失業 遂に た n 0) る 搾 で 新 あ 世 取 大 る لح 0 統 輿 \mathscr{C} 領 仓 救 論 融

頮

無

춫

强

大

0

刺

戟

冬

痶.

右

ら の

民

(衆の苦悶と希望との中に

新政策

0

骨子を水

ð

るに

至

る

は、

米

囡

0)

政治傳統

を顧みて、

歪

極

Recent Social Trends (Report of the Presidents' Reserch Committee on social 28) Trend) II. p. 1434.

J. G. Frederick, Readings in Economic Planning, Chapter XIV, The Swope plan. 29)

Javits, ibid. p. 63. 30) Prof. S. E. Harris, The Economic Legislation of the United States (in Economic 31) Journal. No. 172)

0

側 近 瘝 た 8 數 人 ් ර 歽 謂 頭 腦 ŀ ラ ス -の 創 作 物 と見らるべ ž Ŕ Ó で は な ري (وي

間 共に、 7 新 成立 を 經 加 濟 除 Ś. 政 U 気中に るに 1: U 7 勞 購買 此 働 T 0 力 法 ŧ, 條 伴 0 律 增 特 を は 進 向 卽 に 仑 ら 强 <u>Ŀ</u> 勞資兩 + 助 ζ Ø 其 L, τ, め の 特 者 且. 商 色を 0) 協 0 Т. 失業 業 發揮 同 の 作 頹 業 の し 廢 減 仑 1: 少と を防 促 る 進 國 ₹; • 民産 救 U 濟 業復興 とを 他 同 業者 方に 訲 不當 間 法 ナニ 0 (NIRA)めに 不 の 低 IF. 政 賃銀 亂賣 府 は Ŀ 競 ځ か 過 爭 < 長勞 ζ 仑 0) 除 商 如 T. 働 < ς 業 時 ځ 12

亂狀態を **力>** 統 制 142 0 法 律 て 纟 產 杹 業 0 方 <u>Ŀ</u> σ 値 祉 ţ, b 會 嵬 的 3 福 7 祉 z Ġ 復典 ば 4 IE. しむべしとする、 (... Ë. 12 13 ξij 業 組. 台 組 般 織 民 (... 溗]. 0 <u>~)</u> 時 7. 代 意 的 手· 關 係 13 Ø) 答 涯

(3

濧

đ

る

積

極

的

活

勈

45

出

で

め

3

所

 \emptyset

新

政

策

0

法

的

基

礎

30

與

1:

ŧ

0)

C

外

7,

6

な

る

ځ

7:

6

0

٤

۲Ş

は

ね

ば

な

Ġ

Ø

業

Ŀ

0

ז'ב.

一營業者

は、

Ë

は又

/數箇部

菛

0

合同

にて、

仝

圆

的

協

同

7

關 夫 3 す る 同 規約 業組合を結 を定め、 成 猧 ح し以て、 れに よりて業界 生產額、 各箇 勞働 部門 般 毎 Z 條 統 件 制 販賣價格等の することを公認さ 或 如 z n 相 Ħ. るやうに 競爭 <u>-</u>E. な の 基 つ た35)本 的 諸 要 素に

と共に ナニ め 顣 15 n 併 設 ば けら 妸 的 八 れた中 12 定 九 めら 0 车 小 獨立 ħ シ 7r 商 Ì 競 ~ 業者 爭 > 者 法 か 間 0 協約 成定さ 利 益 禁 42 反すと難 n 止 の T 條 ょ b 項 ぜら は 四 十三 n カ> 7 へつ 一年の久 τ 終始 其 U シ の ž ャ 修、 1 間 Œ ~ を ŀ > 耍 法 ラ 求 から ス 3 其 ŀ 制 n 0 7 利 の 來 益 禁 の 止

不三十八 仑 Ŧī. 八 第

號

 \circ

九

米國新産業政策の

爴

苖

J: G. Frederick, A Primer of New Deal Economics, pp. 77-88 32)

³³⁾ Frederick, ibid., p. 36. Sec. 1. of the National Industrial Recovery Act. 34) Sec. 3. of the National Industrial Recovery Act. 35)

け

る樣になつた。

のであ る る か。 **>3**67 今やその 現實的弊害が極點に達すと見られ た時に及ん で 遂 に其 の效力の 修 Ē を受

業協約 でも、 全社 的獨占對策の變改として意味ありとせらるべ 趣旨に於て良品安價の確保の爲に、 會的 とも 0 禁 福 祉 カ> 止 <u>ځ</u>. ζ から 撤 反 致せざる現實事態が展開 一般され ŀ ラ ス たので ŀ 法 の適 あ ź. 用を新制 長く頑固 卽 ら 同業組合の して寒たからである。 <u>충</u> ___ 國民産業復興法は法文上 に維持されて來た、 面がここに存する。 ために排除し 國民産業復興法が、 T 米國獨占對策の一 Ž) は රී₃₇ たと 見品 へ二箇 安價 车 礎石 米 が Ó 無 期 岐 たる 限 條 0 傳 件 附 同 統

即ち、 單に、 は、 け 其の る所の巨大獨占企業の成立は、 められれば、協約禁止の政策は改められなけれ である。 多數の獨立營業者の存立を危殆に陷れ、 良品安價が必しも社 主要目的 新政策は巨大單一獨占企業を排して、 同業協約 の により 一としてゐる。 て競爭條件を統 會 福 祉 依然として、 其のための有力な手段として同業組 に資益しない。 整調することの禁を解けるに止まりて、 勞働條件を頹廢せ 多數の獨立營業者の健全なる存立を保護 新産業政策もこれを抑 ばならぬ。 同 業組 合組 ただ、 織が、 しめ、 ここに改められた獨占 右の弊害を除く 失業者を苦悶 歴せんとしてゐる 合組織の公認が與へられ 單 の 0) に役立つと 底 の せんことを 所 12 對策 であ 放置 有制 1: によ る 088) は T

36) Javits, ibid. p. 165.

し

カ>

カ>

ζ

・して奥

へられた同業組合は、

今は、

單に商工業者其の人の

個

人的利!

益の保証

頀

の

³⁷⁾ Sec. 5 of NIRA 38) Sec. 3, (a) (2) of NIRA

條 る30)民 る。 米國 めに 經 件 産業 を基 卽 與 濟 :2 5 0 n へられた、 全 礎 故 社 չ 同業 體 會 t. 其 的 の る 私合 知の合 全 の 福 私 組 般 祉 組. 的 大 的 織 0 機 統 織 管理者としての大統領が 0 福 關 運 領 の基本的要素たる組合規約 (Code) 祉 たるものではな 用 O復 認可 は、 興 0 獨 或は決定によつて、 7= り商工營業者の めに す 4 ź 新經濟政 それは、 これに向つて最高 私利的 始めて其の效力を發生 気策上の 大恐慌の 一恣意に放任せら は法文に客觀的 本 質的 渦 中に陥っ の 要具たる 統 5 的 れること に定め 管理 壞 る。 地 を加 滅 位 の途 6 無 15 れ < む Ŀ る カ> る公益 Ť, を急 Ō n T τ 國

業政策遂行上の一 を奪 奴隷 カ> Hugh S. つて、同業組 國民産業復興法によつ 其 は 的 の [勞働 運 それは最早、 n Johnson)を首班とする國民復興管理 行 用 搾 の 米 取 合側 實際過程は 圆 が 重要機 産業 行 起 草の は 單なる營業者自體 n Ó て米國 規約檢 關として 全國 般 破 的 壞 同業組合最高統制者 福 的 討 の 新制 が行 **働賣止る所なくして、** 祉 傳 潰亂狀態 統 同業組合が認 0) 的 は 個 n 獨占對策が變改さ 人 廳("NRA"or National ے 的 1 臨 利 れに基き大統 10 益追求の機關としてではな ૃ められ h で、 し 多數の 7 たもの これ n **Ø** ζ 領 大統領代理者 を救 獨立營業者が 0 T 認可 同 ある。 濟 業組 Recovery Administration) するた カゞ 合組 興 1. め 益 られることになる ر با ه 織 る É 3 かゞ ジ 其の 失業者 公認さ 立 \equiv T ン 存 Ġ ソ 充满 立 n n 1: の 7: 新 地 <u>S</u> 產].

T る る新制 面には 同 多分に公的管理の支配を受けつつ、 業 組 合 組 織 の 武 器を與へられた米國の 他 面に 商工業者 はなほ濃厚なる自治的 は、 果してよく、 で責任の これ 領 12 期待 域 を残さ せら n n

Sec. 3., 4., of NIRA

Sec. 3., 4., 6., 7., of NIRA Frederick, ibid. p. 312.

第三十八卷 Æ. 八三 第一 號

米國新

産業政策の

斷

39) 40)

41)

難 あ 3 7 3 Z とは 加 單 般 į. 的 τ 供 福 給 國 る 祉 民復 る₄₂、 側 復 z 興 興廳 叉 統 の 米 制 重 國 任 す 0 る の資本主義的産業 を全うし得るや否や。 新 員 政 1: こるリ 策 0 劾 ッ 巣に =jf-ハ* 對し 1 組 織 178 て克く大なる希 の公言する は今や、 金融資本の代辯者は既にこれ 最後 所で の 望を 審判 あ う る₍₈₎ 廷に かゝ 17 需 立たし ること 爽 側 に對して、 0 めら かう 直 出 接 來 n 統 やう π 制 辛辣 3 مج 伴 る な非 は 0 す τ

一、勞働政策の變改と勞働團體の公共的職能

爭者間 ė, 獨占 働 ž 市 獨 旣 見解 占組 組 協 15 場等を全國的に支配することが出來るのだから、 織 前節 の全國 同 織 かぅ でないとし 的 岐 10 カ; 行 箇 動 的 見たる n τ r 組合を結成することを公認せられ、 Þ の る 取ることを許される樣になつた。 ても、 勞働 る 如 ζ, か;4 者 叉一 乃至は勞働 米 少 國 くとも同 種の の 商 卽 工營業者は、 業競爭 ち組 階 級 0 合的獨占組 者 利 害に及ぼす影響につい 間 に 新 結 此 產 z 業政策に 成 織であるとい **の** 0 43 の 組 n 5 から 共通規約を作つて、 合 たと n は、 よつ る 同 其 業 τ, は 單 0 T 規約を以 組 ね ばなら 0 夫 は、 合 所有 の Þ Ò 歷 組 競爭上 部 史的 בע 組 τ 織 販 門 織 は 形 嬻 0 12 ے 態 市 b Ŀ 0 諸 理 Z 場 (0 n 有 岌 條 同 論 62 び勢 業競 件に ቷ 的 する

42) Frederick, ibid., p. 256.

支配

的勢力を獲得するに

至るもの

であるとい

る。

放に、

此

の度、

同

業者

相寄つて組

合を

つ

くる

ことになつた米國

の

商工

業者は、

從來よりも

層大なる程度に、

自己の利

益

に適する樣に、

勞働

7

從來

個

Þ

0

營業者が

分離

的

1

競爭

を續

け

τ

來た場合よりも、

勞働

者

の

側

12

濧

τ

層

强

天

⁴³⁾ Freder ck, ibid., p. 203 44) 前出經濟論叢拙稿, 107頁以下參照

者を取扱ふことが出來る樣になつたと見える。 果してさうであらう か

保護せられ ず 場合の絶對的條件として、 威力を有する組合規約 目 新 的 7 産業政策は、 を達するに必要な、 机 l_{2} Ó るため 諸 條 Ē 件の決 全然これを抑止する。 國民產業復興法は同業 (The 定 其 種々なる雇傭 は勞資兩者 0 Code 規約條項が少くとも其の中に最低 of the 0 上の諸條件を包含すべきことを規定する。 卽 相 Trade ち 互協定に依 組 合規約 國民產業復興法は商工業者 Association) の效力獲得條件として、 るべきもの を大統 賃銀、 で、 其の場合に 領が 最長勞働 認可 の 利 するにつ 益 勞働 胯 の だ 間 そ 其 者 め n Ē ***** の の 0 他 み 强 利 な 大 盆 政 策 の 15 から

- 專 同 動作に 體 協 約 對 被傭者 若 產主若 ば 其 は 劚 O 體 他 < は其代理人の干渉、 相 を結成し、 耳 扶 助 交は 自ら選びたる代表を通じて團 雅 頀 の 壓迫又は强制を受くることなし、 た め の 代 表 の 選定、 體 若くは自 協約を締結 主 的 團 するとと 體 0) 結 成、 を得い 又 は ij 1 協
- は自己の 雇主は 選 被傭者及び求職 ぶ所 の勞働 大 統 領 の認可若くは指定し 團 者は雇傭條件として、 體 12 對する加入、結成竝に支持をなさざることを要求せらるることなし、 たる最長勞働時 會社組合 (Company Union) に加入すること考く 間 最低賃銀及び其の他の勞働條件に

管理廳(NRA)の外局組織として、 なほ其の上に、 同業組合規約に對する大統 最高勞働 顧問 領の認可の場合の勞働者 局 の 設け があつて、 規約 利益の 審 議 保護のために、 に参興 (す る47)

從ふことを要す、

ځ د ۲

چر پک

以上の

諸項を雇

主側に負擔せしめてゐる。

米國新産業政策の一斷面

第三十八卷

Б.

八五

第一

號

45) Frederick, ibid., p. 99.

46) Sec. 7 of NIRA 47) Frederick, ibid., "New Deal" Organization Chart.

新產業 الله ع な 増 益 以上 進 h の 1: す 0 政 義 る 0 め 67 新 策 記 13 務 12 產 から か 述 **#**0 の 業 從 U 木 3> ょ 11 質 企 來 政 策 ί, 的 の τ **V**I 49) 7 要 6 15 獨 於 直 素 占 n 對 1: ち 60 <u>ح</u> ع 策 て 65 知 τ 仑 含まれ C 變 其 Ġ 议 あ 0 n ると考 本 得 質 7 7 る D かゞ 同 的 業組 要 ること 如 素 合を E の 勞 を の 看 中 認 とな 働 過 可 者 12 寸 Ž 商 福 し るなら、 たことを以 祉 I. n 一業者が 7 \mathcal{O} 維 ゐ 持 る・ o₄₈₎ 勞働 ξ. T は 故 增 寔に 者 進 (5 單 若 1 は 圆 驚 對 12 民產 < 商 商 \sim T \mathcal{I} 業 ż 負 業 不 者 復 ዹ 者 准 べ 自 興 の 意 ž 體 法 中 Ø 陥 の 12 見 中 祉 利

效宣 5 重 取 國 米. の かち 國 な 言を 締 の 注意 存 重 法 の 횾 Ũ 要 新 分 を てる 產 第 產 業 業 向 る 四 V る 如 條 統 政 制 カジ51 策 É ね ば 近 消 單. 法 かゞ 15 時 極 12 昭 カゝ 6 我 公 的 和 P 國 益 態 六 ź 度 年 0 (= を取 公安 爲 勞 法 政 律第四 働 者 つ O者 保 τ 福 頀 る 實業家に 十 祉 る の の 號50 の 7: 增 ō と較 め 進 第三 U を以 ے τ べ |條及び 產業統 τ n τ を 其 害 そこに の 獨逸 制 する 積 Ŀ 極 主張 組 の は 的 合 根 要 契約 九二三 寸 木 素 る 的 の 論 12 车 者 其 變 とし 經濟 は 更 0 性 てゐ 特 取 力 質 亂 を 12 消 ること 茣 此 用 又 (15 0 對 點 -j-は は す 無

我

る

愼

其 流 た 通を 抑 0 る ė 徒 他 阻碍 黨 0 禁 從 勞 來、 す 働 止 ること 法 條 米 (3 件 T,52) 國 12 あ つ (= 認 زؤر しっ T 定あ は カ> τ 自己 勞 5 働 n 3 ばそ る 0 者 威 利 **∌**\$ 勞 嚇 益 n は を を 働 加 摊 組 頀 合 **₹** B す 0 t 1 ること 組 n 織 τ 7 2 る 12 法 1: は ょ つ 0 T 侵害とさ 卽 ₹/ 5 團 7 體 Ì 勞 的 ~ n 働 42 ~ τ 者 法 使 及 用 る の 7: تاح 主 圍 英 の 體 利 對 で 交 涉 抗 あ 利 3 普 か o^{53} 貨 通 法 以 法 物 規 の の T 賃 自 上 部 曲 銀

⁴⁸⁾ Kirsh, ibid., p. 110

Kirsh, ibid., p. 107, 49) 田中耕太郎,經濟法令集(經濟學全集45卷), 878] 要産業の統制に関する法律解説参照 Lickmann, Kartelle, Konzerne und Trunsts, S. 423. 878頁及び臨時產業合理局, 50)

⁵¹⁾ ポール, ビツク勞働法上卷(協調會譯)296頁 52)

たとい

固

ょ

b

n

らの數字は、

完全なる失業統計

を缺ける

所の

同

國

の

質狀

יל

五八

-6

第二號

— 五 五.

右の 定 め あるの み ならず、 叉 實際 上 米 政 の 資 |本家 は 勞 働 組 合主義を惡むこと他 Ø ८० づ n 0 國 の 資

本家よりも 甚 し しっ ٤ しっ は n T ゐ 7254)

にな て賃銀、 うた。 勞働時 今や國 2 n 間 は 國 民 其 產業復興 民 の 他 腷 の 祉 勞働 の 復 法 の定め 興 條件につい 、と彼等 (= $ec{o}$ 7 米國 利 τ 益 使用主側と團 『の勞働 擁 頀 との 者 は 1: め、 體 自 其 協約 ら隨 の 權 を締結することを許さ 意 利 ٤ 選 え悪 はんより 體 組 織 は、 の 力 n 办 45 る標 Ĵ

其の

義務と見らるべ

촳

關

係

12

ゎ

カ>

n

1:

の

C

あ

30 Ġ 直 A. 前 今これを見れ 0) 米國勞働 ঠ^ን Ϊţ これ 社會 は決 米國 の實狀を窺ふもの して、 Ø 新産業政策は勞働 放なくして起こつたの 12 は 直ちに、 政策上、 ではな 寒に重大な變改を加 右の變改が決 5 國 民產業復興 て遇然ならずと首肯さ たる 法を成立 0) Ł Ö 11 t し ¢) れ得 めた ばな

に其の 困窮の底に陷し入れた。 産業恐慌の嵐は嘗ては 九三〇年四 図民産業復興法 時期には三百萬を超える數に達してゐたと見ることが出來るといは 月一 (法の 日の 成立 世界隨 人口 其の困窮狀 調査 直 前一 の に 幸 九三三年三月には、 結果から、 態 0 福 真 な勞働 體的指標として、失業者數と賃銀狀態とを瞥見し 推定して、 者であると謳 少くとも一 こが出來るといはれる。然るに、其平時平均約二百萬內外なる失業者 は n た米 千三百萬の失業者が 國 ヮ 勞働 n 者を、 然るに、 數年 存 其 の ক てゐ 0 から 間 ڹؙ 後 旣

Kirsh, ibid., pp. 121-122

⁵³⁾ Lorwin, The Challenge to Organized Labor, (Current History, 9. 1933. p. 54) 670).

Butler, Probleme der Arbeitslosigkeit in den Vereinigten Staaten, Genf. 1931. 55)

Frederick, ibid., p. 307 56)

は出

一來るの

Ċ

ă

六

Z n _ንና 多分に 推 定 催 を有することを知らねばならぬが、 今これによって、 其 。 の 槪 況 を察すること

品製 よって 銀 る₅₈₎ これは産業恐慌 幼 Q少女子、 は の下落も著 及造に於 \subseteq 衣服 銀 支拂 九二六年を基準年とする)。 層激 /// Æ け 總額 ラ る場合で、 ジ \emptyset 化 3 虐 Ų, の オ 指 嵐に から 部 使 數 n 分品、 (4 1: 12 喘ぎて我欲專な 基 特に勞働過剰 Ġ 九二九 其 の U C 坃 き悲惨な勞 の <u>ر</u>_ 饑 具、 あ ર્ક 餓 n 年三月の 賃銀 運 と共に注意すべきは箇 動 の 減少 る拔驅 具 働 は 時 狀 一〇三・九から一 間 紙箱 から起こる所の苦汗 態 號爭者 給 E 現出 五 菓子、 セ から し ン 7: ŀ 過剩 に達 造 3 九三三年三月には三三・四 花、 そし の賃銀 勞働 し た場 Ţ 制 電 燈笠其 度 Ø の下落である。 大群 Ø 合も擧げら 其 の賃 流 的 行 0 存 他 銀 から 在 低 猖 般 を惡用 1 15 獗 ~ に家 Ι. 0) Ŀ 一場に於 「に低下 3 極 極 る_{あ)}内 したことに 湍 め I. (: 業 總 激 其 け 5 的 の る 7 し 7= 3 T 製 4.5

15 働 術 當否はとも 政策の 的 **ት**ን ||考察は姑くこれを問 新產業政策上、 < 0 Ŀ 如 かく、 15 2 主張し 不 寔に 幸 勞働 Ť 0 2自然 來た實狀を顧 中 者 はずとして、 12 勞働 12 **の** 歸 ょ る勞働 結 社 會を で あ n 從來の 沈淪せ Ó ば、 條 たと 件 米國 の ζ, 米國産業界が極 U 團 は めた産業恐慌 體 の 勞働 ね 的 ばならぬ 管 理を興 者 が、 ر ار ح ار 端 論 の惹 0 (= こに恐慌 起き 上 産業資本の恣意的 一に形 n 成 原因 た原 し 來れ 囚 の が ることは、 を 何 認 自由 7: る. め 决定 て、 ষ্ঠ の 共 反 を 劉 勞 舉 の

學者の中には、

勿論

ハリ

ス

の

如

ζ,

新産業政策の賃銀引上策は、

過去繁榮の時代に於い

て、 勞 57) Butler, a. a. O.

International Labour Review, Vol. XXVII. No. 6, p. 760.

⁵⁸⁾ E. Johnson, The Drive for Minimum Wage. (in Current History, Sept. 1933. 59.). pp. 690-691.

ę, 氣恢 資 産物とい 政策上の勞働 兩階級 復 新 政 の はんより、 策決 1: 間 に國 め 定前 者保護 購 |買力を增進せんとする目的に出づるのである、と説いてゐるものが||民所得の分配が誤られたることを以て恐慌の原因であるとする理論| 買力を増進せんとする目 (= 施設 現は むしろ直接に勞働 は n てゐた前 右の 學説に 述 福 Ō 見 祉 的に出づるので 如き悲惨なる勞働 を目 る如き勞働保護 的とせる政策であると、 社 を景氣恢 會 と説い Ø 實狀に 復 の 照らし 手段 6.5 は るべ 視 す こて見 の かぅ 含 る淡 跡 3 n に立つて、 に富 ば 7: 3 新產 理 け 論 n 景 0

水。 Ì 次の w F. 如き結言を與 ッ は 其 の大著勞働 へてゐる 法六版 九二九年)中、 r × リ 力 0 勞働 組 合 $\tilde{\sigma}$ 將 來 智 論 る 條

られ

は生産 るも、 te 初 此 めとし、 の物質的繁榮は大部分機械主義、 安固たるものであらうか。之には疑がある。 過剰となり、 恐らく は眞 恐慌を惹起する。 の 革 命 魘 動さ 뻬 ^ 大量生産勞働に因るものであるが、之は Ġ して 勃發せし 恐慌の 蓋し勞働者人格の破壞者なる過 むるに至るであらう。 ために 失業を生じ、 多少過激なる勞働 ٤ 如 何 一度の機 な る艱 者 械 難 運 主 15 動 義

が今や、産業界全般 て、 7: 從來よりも一層 九三〇年より一 しかし、 米國 一の勞働者はこれ 九三三年に 統 の 制 國 民 的 な 的 る勞働 統 制 カ> 、けて、 に處してピー 0 根 政策を實現せしめることになつた。 抵た 寔に る同 Ŀ° 業組] ル w *ග* の関 惧れた真の革命 合規約の決定上に n た所の大恐慌 騒動を起すに至らず、 團 それ から 體 米 は、 的 國 (5 0 産業界に 卽ち米國 **参與して、** 一勞働 出 か 使 現 傭 者

第三十八卷 五八九 第二號 一一七

米國新産業政策の

斷面

⁶⁰⁾ Prof. Harris, The Economic Legislation of the United Stats, (in Economic Journal, No. 172

journal, No. 172 61) ポール, ピック, 勞働法上卷(前掲) 478頁

のであ 主と の 間 15 勞 働 條 件に 6. T 平 穩裡 に團 體交涉 を進 め得 충 權 利 を獲得す るに至つたことをい ኢ

同様に其の 利 あ 如 る \mathcal{O} ζ. 米國産業界の傳統 L__62)新 憲章 認めら 別古進と計してものである。これに國民産業復興法は商工業者 劚 E 結權 奥 ñ 7: へら 20 大統領 附 ń 的 與 7:0 | 勞働 したものであ 7 政策 は國 れは今日迄彼等が 民産業復興法の は變改さ n 7 1 型 裁可に際 長 團 結権を與 結 < 求め 權 P 來 團體交涉 して述べてゐる、『勞働者も亦ここに たと共に、 5 丽 權 して拒否さ は今はむ n ع n 相 しろ勞働 T 並 來た所 んで 勞働 者 の の 者に Ġ 義 誻 務 の 叉 で 0

何 供 であ 給 米國 した。 新産業 U 政 か 策 しここに注意 は 其 の勞働 政策 すべ Ž Ŀ は <u>ا</u>ر 劃期 其の武器たる團 的 大變改を 結權設定の 加 以 て、 目 勞働 的 ટ 其の 者 自 運 衠 涌 Ŀ 方法 の 有 ع 利 な の 武 器 吠 如

の 新同業組 デ 前節 め Ō いに述べ 合制 3 12 利 から た處である。 苚 决 せらるべ し て單純 ž 15 Ġ し Ō カ> T し 商工業者自體 一勞働 は な 者 6 0) E 團 結 n の 榷 利 は ę, 新 益保護の 政 策の 亦決 ため 目的 して、 Ō とする所に み 單純に勞働階 に興 へられ 非ることは 級 ナニ Å 0 階 の 級 で な 新 的 利 產

素とし 業政策の全般的 益 そ ħ て與 ば、 米 B 國 構造 n 0 國 7: 民的 Ś から見て疑 の T 經濟社會の あ る。 ふべ 米國 全般的 솔 餘 の 勞働 地 から 福 くられ者 な 祉 復 かぅ 單 興 の ナニ めにする新經 'n を階級的 利 濟政策全體系上の有 益 の た めに亂用 する 機 的 要

は

新

政策體系を全體

的

に破壊

g

る結果を招

⁶²⁾

前出,大統領聲明書 Kirsh. ibid., p. 123 Lorwin. The Challenge to organized Labor (ibid.) 63)

の團 は、 的 も亦、新なる審判の段階に立たしめられてゐるのではなからうか。 米國産業界にて、ひとり米國勞働者のためのみに計る新勞働政策が齎らし來るべき效果について かし、 何人にも大なる疑惧を発れしめぬと思はれる。 祉 結 權 の復興が質現せられ得るであらうかといふことである。國際的にも密接な關聯を発れざる ただ問題は米國の勞働者がかくの如き重大なる公共的職能を、 其の本來的趣旨に從ひて忠實に實行したる場合に、 米國の資本主義的生產制は此 果して如何なる程度に國 政策上に期待される所 の側面 に於いて

結

視し、 然的 は、 特に警戒せねばならぬ 形に倣はんとする輕躁、 となれる現實的背景を明かにして、始めて其の眞義を知ることが出來るのである。 それが單に少數者の に置き換へたことを意味してゐるものであること、更に、かくの如き變革は米國社會にこれを必 て顯著の特色をなす所の、 يكلا に惹起せしむべき特殊の經濟的客觀的事情があつて始めて、 米國商工業の運用原理を私的自由主義より少からず國民的、 の研究により明かにされた主要の點は次の通りである。 其の外形を歪曲して、 理論的創作物として生まれたものにあらずといふことである。 浮薄の態度を慎むべきことはいふまでもなく、 これを單純なる資本家的統制の用具に借らんとするが如き議論に 獨占對策の變改と勞働政策の變改とは、 即ち、それは米國の新産業政策に 現は 公共的の色彩を有する統制主義 いづれも其の本質に於 れたものであつて、 更に其の根 本的 漫りに其の外 新政策の動 精神 決して

米國新産業政策の一斷面

三十八卷 五九一 第二號 一一九